

会 議 録

- 1 会議名
令和2年度第2回阿賀野市福祉有償運送運営協議会
- 2 開催日時
令和3年3月24日（水） 午後1時30分から午後2時00分まで
- 3 開催場所
阿賀野市役所 第2多目的ホール
- 4 出席者（傍聴者を除く。）の氏名（敬称略）
 - ・会 長：町田 睦美
 - ・委 員：安永美幸、山崎美千子、松沢正、小菅正博、小野恭子、佐久間敏之、山崎善哉、櫻井美智枝
(11人中9人出席)
 - ・事 務 局：渡辺係長
- 5 議題
 - (1) 令和2年度上半期の福祉有償運送の運営状況について（公開）
 - (2) 自家用有償旅客運送登録事項変更申請について（公開）
 - (3) その他（公開）
- 6 非公開の理由
なし
- 7 傍聴者の数
0人
- 8 発言の内容
開会
(事務局)

定刻になりましたので、これより令和2年度第2回阿賀野市福祉有償運送運営協議会を開会させていただきます。

私は、本会の事務局をさせていただいております社会福祉課、障がい福祉係の渡辺と申します。よろしくお願ひいたします。

本会議は、阿賀野市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき公開することとし、議事録は議事概要形式で、会長の確認を得て公開することとし、併せて、議事録作成のため録音させていただきますのでご了承願ひます。

また、会議録の公表にあたっては、自由闊達な議論が妨げられる恐れがあることから氏名については明記しないことにしたいと思っておりますので併せてご了承願います。

それでは、本日の出席状況を報告いたします。3号委員の佐野委員、5号委員の小野寺委員から欠席の連絡があり、現在の出席者は、9名の出席を頂いており、会議成立の過半数に達しておりますので、ご報告をさせていただきます。

また、本日の議題（3）その他です。

本日は自家用有償旅客運送制度の国の制度変更点について佐久間委員よりご説明いただくこととしております。説明資料を追加で配布しておりますのでご確認ください。

今後の議事の進行は、会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願ひします。

(会長)

それでは、議事に入ります。最初に実績報告です。

(1) 令和2年度上半期の福祉有償運送の運営状況について事務局の説明を求めます。

(事務局)

お手元の資料に基づきご報告いたします。1ページ令和2年度上半期の運営状況の実績報告をいたします。利用実績、身体状況ごとの会員数、利用料金に分けて報告いたします。

3ページからになります。

とよさか福祉会クローバーさんです。人員の不足により体制が整わないとの理由から利用実績が今期はない状況となっております。

5ページです。令和2年度上半期は7月よりこころ楽楽さんが阿賀野市で運用を開始された報告となっておりますのでご承知ください。

またその他の事業所の利用実績です。車両の運行時間、運行距離、利用料金の前回との比較では、増加傾向が2事業所、横ばいが2事業所、減少が2事業所となっております。

6ページからは、身体状況ごとの会員数、料金については資料のとおりとなっております。

また、いずれの団体においても、苦情、事故の発生はありませんでした。以上報告いたします。

(会長)

説明・報告が終わりました。ご質問やご意見がありましたらお願いします。

発言なし

質問等が無ければ、議事（1）令和2年上半期の福祉有償運送の運営状況

についての報告を終わります。

続いて、(2) 自家用有償旅客運送登録事項変更申請に移ります。事務局から説明を求めます。

(事務局)

13ページをご覧ください。

事務所ごとに配置する車両の種類ごとの数に変更があった場合は軽微な事項の変更による届け出が必要となっております。

特定非営利活動法人グリーンより使用車両の変更の届出がありました。

前回との対比表をご覧ください。

前回との比較では、セダン軽持込車輛が1台から2台に変更となりました。

(会長)

説明が終わりました。ご質問などありましたらお願いします。

発言なし

ほかに質問等が無ければ、議事(2)登録事項変更についての報告を終わります。

続きまして、(3) その他に移ります。

佐久間委員お願いいたします。

(佐久間主席運輸企画専門官)

自家用有償旅客運送制度の見直しについて説明します。

昨年6月の地域公共交通活性化・再生法と道路運送法の改正を受け、自家用有償旅客運送制度を緩和する省令通達が11月27日施行となりました。

種別の見直しに関しては、これまで自家用有償旅客運送の種別は「実施主体及び運送目的」により3類型に分かれていたものを、実施主体でなく運送目的に応じて協議できるよう種別について2類型に統合・見直しが行われました。なお、現在、福祉有償運送実施団体様が行っている福祉有償旅客運送の取扱いには全く影響はありません。

つぎに、地域公共交通会議の協議対象の拡大について説明します。

自家用有償旅客運送の種別に関わらず、当該運送の実施、すなわち必要性や困難性をこの福祉有償運送運営協議会に限らず、地域公共交通会議や活性化再生法による法定協議会での協議が可能となりました。

運営協議会と地域公共交通会議では協議対象に差異が無くなるが、運営協議会は各自治体において運用が定着しており、当面はこのまま存続することになります。協議する場が広がった、多様化したものをご理解願います。

つづきまして、收受する対価の取扱いについて説明します。

收受する対価の水準が当該地域におけるタクシーの上限運賃の1/2の範囲内であることとされていることについて、地域公共交通会議等におい

て調った協議結果に基づき、1 / 2 を超える対価を設定できることを明記したものとなります。

なお、施行規則第51条の15において、旅客から収受しようとする対価は、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められております。協議結果を適切に反映させることができるよう明記したものであって、関係者それぞれの立場から十分に議論が尽くされた結果に基づくことに代わりありません。

以上で説明を終わります。

(会 長)

説明いただきありがとうございました。せっかくの機会です質問やご意見がありましたらお願いします。

発言なし

それでは質問等が無ければ事務局から何かありますか。

(事務局)

私の方から、委員の任期についてと次回協議会の開催について、ご説明させていただきます。

まず、1点目の委員の任期ですが、現在の任期は、令和3年3月31日で満了となります。令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間につきまして、皆さまに引き続き委員をお引き受けいただきたくお願いしたところ、快くお引き受けいただきましたことにまずはお礼申し上げます。

4月1日以降もよろしくお願い致します。

また、今現在の状況ですが5号委員小野寺委員、7号委員の山崎課長は、人事異動に伴い任期終了となりますので報告させていただきます。

2点目の次回協議会の開催についてですが、登録の有効期間12月11に満了となる事業所がございます。手続き上、更新する場合は満了日の1ヵ月前までに更新登録申請書類を県に提出しなければならないため、次回協議会の開催は、10月末までには開催したいと考えております。また令和3年度の上半期の実績報告等を年度末までに開催の予定を考えております。正式な日程等は、あらためてご案内いたしますので、よろしくお願いたします。

また、社会福祉課長よりご挨拶があります。

(課 長)

先ほど、事務局の説明にありましたとおり、人事異動に伴い健康推進課へ移動となりました。

この協議会は大事な協議会であります。今後とも委員のみなさまから引き続きお力を賜りますようによろしくお願いたします。

(会 長)

ありがとうございました。その他ご質問などありましたらお願いします。
発言なし

(会 長)

事務局から何かありますか。

(事務局)

ございません。

(会 長)

特に無ければ、本日の運営協議会をこれで終了させていただきます。
大変ありがとうございました。